

選挙に行こう！

～18歳から投票できるようになりました～

学校、税金、年金、子育て、防災など私たちの暮らしの多くに政治が関わっています。未来を担う若者により早く政治に参画してもらうため、2016年に選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられ、高校生の一部も投票できるようになりました。

有権者になるということは「政治に参加する権利を得る」ことであり、「選挙で投票することによって政治に参加することができる」ということですが、若者の投票率は伸び悩んでいます。

- ▷一人くらい投票しなくても大丈夫
- ▷自分には関係ない
- ▷候補者のことをよく知らない
- ▷投票日当日は用事がある



選挙に行かないとどうなるの？

政治に参加しなければ一部の人の考えだけに基づいた政治が行われることになりかねません。投票に行き、一人ひとりの意見を政治に反映させましょう。



全ての世代の人たちが投票に行くことが暮らしやすい社会に変わる第一歩となるよ。

候補者や政策について知りたい！

候補者の政策や経歴などは選挙公報、新聞、インターネットなどにより調べることができます。



調べることによって、ほかの候補者との違いを知ることができるよ。

投票について知りたい！

投票日に用事がある場合は「期日前投票」という制度により投票日前でも投票することができます。市では、市役所本庁舎、金木総合支所、市浦総合支所、E L Mの4カ所で行われており、特にE L Mでは買い物しながら投票できるため非常に便利です。



投票日当日しか投票できないわけではないよ。

暮らしの中で感じる「こうなったらいいな」を考えてみませんか？
あなたの大切な一票を大切にしてください。



五所川原市長選挙

投票日時 **6月19日(日)** 7:00～20:00 (市浦地区のみ 7:00～19:00)

投票できる方

平成16年6月20日以前に生まれた方で、令和4年3月10日以前に当市へ転入届をされている方または住民票が作成されている方で引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録され、当市の選挙人名簿に登録されている方(*投票日までに市外へ転出した方は投票できません)

投票所入場券

入場券が届かなかったり紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に登録され選挙権を有している人であれば投票することができますので、投票所の係員に申し出てください。

転居(市内から市内への引っ越し)した方の投票所

- ▷6月3日(金)以前に転居の届出をした方 → 新しい住所における投票所
- ▷6月4日(土)以降に転居の届出をした方 → 届出前の住所における投票所

期日前投票

投票期間

6月13日(月)
～18日(土)

期 日 前 投 票 所		投票時間
第1期日前投票所	市役所1階土間ホール	8:30～20:00
第2期日前投票所	金木総合支所2階会議室	
第3期日前投票所	市浦総合支所青森あすなろホール市浦	
第4期日前投票所	E L M 2階旧文化センター	10:00～20:00

投票所が変更になります！

投票区	旧投票所	新投票所
第6投票区	五所川原小学校	→ 新宮団地集会所
第29投票区	金木公民館	→ 金木総合支所

間違いのないよう、入場券に記載の投票所をご確認ください！



不在者投票

他市町村での投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行けない見込みの方は、あらかじめ他の市町村で不在者投票を行うことができます。滞在先へ投票用紙等を送付する日数を要しますので、早めに市選挙管理委員会へご請求ください。

病院、施設等での投票

都道府県の指定を受けている病院、老人ホーム等へ入院中、入所中の方は、病院、老人ホーム等で投票することができますので、施設の担当者へ申し出てください。

投票所での投票方法

▷投票日当日に投票する場合

「記号式投票」です。投票用紙にあらかじめ候補者の氏名が印刷されていますので、投票しようとする候補者の上の欄に○印を付けてください。

▷投票日前日までに期日前投票もしくは不在者投票により投票する場合

「記名式投票」です。候補者の中から1人の氏名を自書してください。

開票

投票日の21:00に市民体育館で開票を開始します。参観希望の方は20:30から入場することができます。
問い合わせ先…選挙管理委員会事務局 内線2843

【第6投票区(新宮団地集会所)の位置図】

